

武蔵野支部個人情報の 取扱いに関する細則

武蔵野支部個人情報の取扱いに関する細則

東京税理士会武蔵野支部

(趣旨)

第1条 この細則は、東京税理士会（以下「本会」という。）武蔵野支部（以下「支部」という。）規則第49条第3項の規定に基づき、個人情報の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この細則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

1. 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。
 - イ 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）
 - ロ 個人識別符号が含まれるもの
2. 個人識別符号 次に掲げるもののいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、個人情報の保護に関する法律施行令（以下「政令」という。）で定めるものをいう。
 - イ 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの
 - ロ 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの
3. 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。
4. 個人情報データベース等 個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるもの（利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定めるものを除く。）をいう。
 - イ 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成した

もの

ロ 前記イのほか、個人情報を一定の規則にしたがって整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合体であって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの

5. 個人データ 個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

6. 保有個人データ 支部が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止の全てに応じることができる権限を有する個人データをいう。ただし、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして次に掲げるものを除く。

イ 本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの

ロ 違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの

ハ 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの

ニ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの

7. 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。

8. 仮名加工情報 次に掲げる個人情報の区分に応じて定める措置を講じたもので、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。

イ 第1号イに定める個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

ロ 第1号ロに定める個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

9. 匿名加工情報 次に掲げる個人情報の区分に応じて定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。

イ 第1号イに定める個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

ロ 第1号ロに定める個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

10. 個人関連情報 生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。

（適用）

第2条の2 この細則は、支部の役員、委員、職員（嘱託及びアルバイト並びに派遣社員を含む）。

以下同じ。) その他事務を処理する者(以下「役職員等」という。)に適用する。

- 2 この細則は、支部が取り扱う個人情報、仮名加工情報、匿名加工情報及び個人関連情報を対象とする。この場合において、仮名加工情報が他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる状態にある場合には、個人情報に該当するものとして取り扱うものとする。

(利用目的の特定)

第3条 支部は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的(以下「利用目的」という。)をできる限り特定するものとする。

- 2 支部があらかじめ公表する利用目的は、税理士の登録に関する事務並びに支部会員に対する指導、連絡及び監督に関する事務の範囲内とする。
- 3 支部は、当初の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて利用目的を変更してはならない。
- 4 仮名加工情報については、前項の規定は適用しない。

(利用目的による制限)

第4条 支部は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

- 2 支部は、合併その他の事由により他の団体等から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。
- 3 前2項の規定は、次の各号に掲げる場合については、適用しない。
 1. 法令に基づく場合
 2. 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 3. 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 4. 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 5. 大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者(以下「学術研究機関等」という。)に個人データを提供する場合であって、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき(当該個人データを扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)
- 4 仮名加工情報については、前3項の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、前条第1項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて取り扱ってはならない。

(適正な取得)

第5条 支部は、個人情報を取得するに当たっては、適法かつ公正な手段により行う。

- 2 支部は、次の各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。
 1. 法令に基づく場合
 2. 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 3. 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 4. 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 5. 学術研究機関等から当該要配慮個人情報を取得する場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取得する必要があるとき（当該要配慮個人情報を取得する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（支部と当該学術研究機関等が共同して学術研究を行う場合に限る。）。
 6. 当該要配慮個人情報、本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）第57条第1項各号に掲げる者その他個人情報保護委員会規則で定める者により公開されている場合
 7. その他前各号に掲げる場合に準ずるものとして政令で定める場合

(取得に際しての利用目的の通知等)

第6条 支部は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表する。

- 2 支部は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電磁的記録を含む。以下この項及び第23条第1項第2号において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示する。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。
- 3 支部は、個人情報の利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表する。
- 4 前3項の規定は、次の各号に掲げる場合については、適用しない。
 1. 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 2. 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより支部の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
 3. 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

4. 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合
- 5 支部は、インターネット等の情報ネットワーク上でその付随する機能を用いて、本人から自動的にメールアドレス等の個人情報を取得することとなるときは、その事実と利用目的を通知し、又は公表する。
- 6 支部は、未成年者から個人情報を取得する場合には、対象となる者の判断能力に応じた平易な表現で利用目的を明示し、必要に応じて当該未成年者の保護者の了解を得る。

(データ内容の正確性の確保)

第7条 支部は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努める。

(個人情報の適切な廃棄)

第8条 支部は、利用目的に照らし保有する必要がなくなった個人情報については、遅滞なく廃棄又は消去する。その際、個人情報の外部流出等を防止するため、記録媒体の物理的な破壊など適切な措置を講ずる。

- 2 仮名加工情報及び当該仮名加工情報に係る削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに第17条の2第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。以下同じ。）を利用する必要がなくなったときは、遅滞なく消去するよう努める。

(安全管理措置)

第9条 支部は、支部が取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損（以下「漏えい等」という。）の防止又は当該個人データへの不正なアクセスその他の個人データの安全管理のために、次の各号に掲げる安全管理措置を講ずる。

1. 支部は、個人情報の取扱いに関して総括的な責任を有する個人情報保護管理者を置くこととし、その責任者は支部長が指名するものとする。
2. 個人情報保護管理者は、支部における個人情報に関する全ての権限と責務を有する。
3. 役職員等は、個人データを含む書類及び個人データを取り扱う情報システム並びに機器について適切に管理する。
4. 支部は、支部における個人データを取り扱う区域を明確にし、次の措置を講ずる。
 - イ 個人情報データベース等を取り扱うサーバ等の情報システムを管理する区域（以下、「管理区域」という。）は、他の区域との間仕切りの設置及び施錠等を行う。
 - ロ 個人データを取り扱う機器、個人データが記録された電子媒体等（磁気媒体を含む。以下同じ。）及び書類等を取り扱う区域（以下「取扱区域」という。）は、これを担当する職員の机周辺とし、可能な限り、座席配置等による個人データの漏えいの防止措置をとるものとする。
5. 支部は、個人データを取り扱う機器、個人データが記録された電子媒体等及び書類等は、次に掲げる方法により保管又は管理する。
 - イ 個人データを取り扱う機器、個人データが記録された電子媒体等及び書類等は、施錠で

きるキャビネット等への保管、又は盗難防止用のセキュリティワイヤーにより固定等の措置を講ずる。

ロ 個人データを取り扱う情報システムは、ユーザーID、パスワードを付与する等の保護措置を講じた上でこれを保存し、適切に管理する。

ハ 保存期間を経過した個人データが記録された電子媒体等及び書類等は、速やかに廃棄するものとする。

6. 支部は、使用する情報システムにおいて個人データを取り扱うときは、次に掲げる方法により適切に管理する。

イ 職員による個人データへのアクセスについては、担当する事務を遂行する上で必要と認められる場合についてのみアクセスできることとし、臨時にアクセスする必要がある場合については、個人情報保護管理者の許可を得る。

ロ 個人情報保護管理者は、ユーザーIDに付与されるアクセス権により、個人データを取り扱う情報システムを使用できる職員を限定する。

ハ 職員は、情報システムを取り扱う上で、正当なアクセス権を有する者であることを確認するために、ユーザーID、パスワード等により認証する。

7. 支部は、個人データへの外部からの不正アクセスを防御するため、次に掲げる方法により適切に管理する。

イ 情報システムを外部からの不正なアクセス又は不正ソフトウェアから保護するため、情報システム及び機器にセキュリティ対策ソフトウェアを導入する等、電子的防御対策を講ずる。

ロ 個人データをインターネット等により外部に送信するときは、個人データが含まれるファイルへのパスワードの設定等の措置を講ずる。

8. 役職員等は、原則として、個人データを第4号に定める管理区域及び取扱区域以外の場所に持ち出してはならない。ただし、個人データを当該区域以外の場所に持ち出す必要があるときは、職員は、個人情報保護管理者の許可を得るとともに、次に掲げる方法により適切に管理する。

イ 個人データを含む書類を外部に持ち出すときは、外部から容易に閲覧されないよう封筒に入れる等の措置を講ずる。

ロ 個人データを電子媒体等又は機器にて持ち出すときは、ファイルへのパスワードの付与等又はパスワードを付与できる機器の利用等の措置を講ずる。

9. 個人情報保護管理者は、支部における個人データの取扱いが適正に運用されているかについて、定期的に確認するものとする。

(職員の監督等)

第10条 個人情報保護管理者は、職員に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該職員に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 個人情報保護管理者は、前項の監督に当たっては次の各号に掲げる事項を行うものとする。

1. 個人情報の保護に関する内部規程を職員に周知徹底すること。

2. 職員に対して定期的に個人情報の保護に関する教育、研修を実施すること。

3. 個人データが適切に取り扱われているかを定期的に監査すること。

(委託先の監督等)

第11条 支部は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

- 2 支部は、委託先の選定及び前項の監督に当たっては、少なくとも次の各号に掲げる事項を行うものとする。
 1. 委託先の評価を行い、適切に選定すること。
 2. 委託契約の締結等により、秘密保持義務、外部への提供禁止、個人情報の適切な管理のために必要な措置、再委託の場合の実効的な監督体制、委託の期間、個人情報の返還義務、漏えい等事案発生時の責任分担、個人データの取扱状況の把握等の事項を取り決め、個人情報保護管理者による指示を遵守させること。

(個人情報の漏えい等事案が発生したときの対応)

第12条 職員は、個人情報の漏えい等の兆候を察知した場合は、直ちに上長を経由して個人情報保護管理者に連絡することとし、連絡を受けた個人情報保護管理者は、類似の事案発生回避等の観点から、事案に即して次の各号に掲げる調査及び措置を講ずる。

1. 該当する個人情報の範囲、漏えい経路の特定
 2. 事実関係の調査及び原因の究明等
 3. 影響範囲の特定
 4. 再発防止策の検討及び実施
 5. 当該個人情報に係る安全管理体制及び類似の他の個人情報に係る安全管理体制の見直し
- 2 支部の役員、委員又は会員は、個人情報の漏えい等の兆候を察知した場合は、速やかに個人情報保護管理者に連絡する。
 - 3 個人情報保護管理者は、個人情報の漏えい等事案の発生を把握した場合は、二次被害の防止等の観点から、速やかに次の各号に掲げる措置を適切に講ずる。
 1. 第1項第1号から第3号までに掲げる事項の本人への連絡（ただし、本人への連絡が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。）
 2. 事実関係及び再発防止策の公表の検討
 3. 犯罪性がある場合は、警察への被害届の提出及び告訴
 4. 第1項各号に掲げる事項の本会への報告
 - 4 個人情報保護管理者は、個人データの漏えい等事案であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものの発生を把握した場合は、次の各号に掲げる事項を速やかに本会及び個人情報保護委員会に報告しなければならない。
 1. 概要及び原因
 2. 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データの項目
 3. 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データの本人の数

4. 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容
 5. 本人への対応及び公表の実施状況
 6. 再発防止のための措置
 7. その他参考となる事項
- 5 個人情報保護管理者は、前項に規定する場合には、本人に対し、前項第1号、第2号、第4号及び第7号に掲げる事項を通知しなければならない。ただし、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
- 6 仮名加工情報については、前5項の規定は適用しない。

(第三者提供の制限)

第13条 支部は、次の各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

1. 法令に基づく場合
 2. 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 3. 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 4. 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 5. 当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。
- 2 支部は、第三者が個人関連情報を個人データとして取得することが想定されるときは、前項各号に掲げる場合を除くほか、当該第三者が支部から個人関連情報の提供を受けて本人が識別される個人データとして取得することを認める旨の当該本人の同意が得られていることについて、あらかじめ個人情報保護委員会規則で定めるところによる確認を行わずに、当該個人関連情報を当該第三者に提供してはならない。
- 3 仮名加工情報については、第1項の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、第三者に提供してはならない。

(本人への事前通知等により第三者に提供できる場合)

第14条 支部は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じてその本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次の各号に掲げる事項について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出たときは、前条の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。ただし、第三者に提供される個人データが要配慮個人情報又は第5条第1項の規定に違反して取得されたもの若

しくは他の個人情報取扱事業者からこの項本文の規定により提供されたもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）である場合は、この限りでない。

1. 第三者への提供を行う個人情報取扱事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人。以下次条第1項第3号、第16条第1項第1号及び第17条第1項第1号において同じ。）の氏名
 2. 第三者への提供を利用目的とすること。
 3. 第三者に提供される個人データの項目
 4. 第三者に提供される個人データの取得の方法
 5. 第三者への提供の方法
 6. 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること
 7. 本人の求めを受け付ける方法
 8. その他個人の権利利益を保護するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める事項
- 2 支部は、前項第1号に掲げる事項に変更があったとき又は同項の規定による個人データの提供をやめたときは遅滞なく、同項第3号から第5号まで、第7号又は第8号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出る。

（第三者提供に該当しない場合）

第15条 次の各号のいずれかに該当する場合は、第三者への提供に該当しないものとする。

1. 利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合
 2. 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
 3. 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であつて、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、若しくは本人が容易に知り得る状態に置いているとき、又は当該個人データが仮名加工情報である場合は、あらかじめ公表しているとき。
 - イ 共同して利用する旨
 - ロ 共同して利用される個人データの項目
 - ハ 共同して利用する者の範囲
 - ニ 利用する者の利用目的
 - ホ 当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 2 支部は、前項第3号ニ又はホを変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置く。この場合において、当該個人データが仮名加工情報である場合は、変更する内容について、あらかじめ公表する。
- 3 前2項の規定は、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。）の提供を受ける場合について

準用する。

(第三者提供に係る記録の作成等)

第16条 支部は、個人データを第三者（国の機関、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人を除く。以下この条及び次条において同じ。）に提供したときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項に関する記録を作成する。ただし、当該個人データの提供が第13条第1項各号又は第15条第1項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

1. 第14条第1項の規定により個人データを第三者に提供した場合 次に掲げる事項

イ 当該個人データを提供した年月日

ロ 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名（不特定かつ多数の者に対して提供したときは、その旨）

ハ 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足る事項

ニ 当該個人データの項目

2. 第13条第1項の規定により個人データを第三者に提供した場合 次に掲げる事項

イ 第13条第1項の本人の同意を得ている旨

ロ 前号ロからニまでに掲げる事項

2 前項各号に定める事項のうち、既に次項から第5項に規定する方法により作成した前項の記録（当該記録を保存している場合におけるものに限る。）に記録された事項と内容が同一であるものについては、前項の当該事項の記録を省略することができる。

3 第1項の記録を作成する方法は、文書、電磁的記録又はマイクロフィルムを用いて作成する方法とする。

4 第1項の記録は、個人データを第三者に提供した都度、速やかに作成する。ただし、当該第三者に対し個人データを継続的に若しくは反復して提供（第14条第1項の規定による提供を除く。以下この項において同じ。）したとき、又は当該第三者に対し個人データを継続的に若しくは反復して提供することが確実であると見込まれるときの記録は、一括して作成することができる。

5 前項の規定にかかわらず、第13条第1項の規定により、本人に対する物品又は役務の提供に関連して当該本人に係る個人データを第三者に提供した場合において、当該提供に関して作成された契約書その他の書面に第1項各号に定める事項が記載されているときは、当該書面をもって第1項の当該事項に関する記録に代えることができる。

6 支部は、第1項の記録について、当該記録を作成した日から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間保存する。

1. 前項に規定する方法により記録を作成した場合 最後に当該記録に係る個人データの提供を行った日から起算して1年を経過する日までの間

2. 第4項ただし書に規定する方法により記録を作成した場合 最後に当該記録に係る個人データの提供を行った日から起算して3年を経過する日までの間

3. 前2号以外の場合 3年

(第三者提供を受ける際の確認等)

第17条 支部は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、次の各号に掲げる事項の確認を行う。ただし、当該個人データの提供が第13条第1項各号及び第15条第1項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

1. 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 当該第三者による当該個人データの取得の経緯
- 2 前項の第三者は、前項の規定による確認を支部が行う場合において、当該確認に係る事項を偽ってはならない。
- 3 第1項の規定による同項第1号に掲げる事項の確認を行う方法は、個人データを提供する第三者から申告を受ける方法その他の適切な方法とする。
- 4 第1項の規定による同項第2号に掲げる事項の確認を行う方法は、個人データを提供する第三者から当該第三者による当該個人データの取得の経緯を示す契約書その他の書面の提示を受ける方法その他の適切な方法とする。
- 5 前2項の規定にかかわらず、第三者から他の個人データの提供を受けるに際して既に前2項に規定する方法による確認（当該確認について第8項から第10項までに規定する方法による記録の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。）を行っている事項の確認を行う方法は、当該事項の内容と当該提供に係る第1項各号に掲げる事項の内容が同一であることの確認を行う方法とする。
- 6 支部は、第1項の規定による確認を行ったときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項に関する記録を作成する。
 1. 個人情報取扱事業者から第14条第1項の規定による個人データの提供を受けた場合 次に掲げる事項
 - イ 個人データの提供を受けた年月日
 - ロ 第1項各号に掲げる事項
 - ハ 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足る事項
 - ニ 当該個人データの項目
 - ホ 第14条第1項の規定による届出に係る事項が個人情報保護委員会により公表されている旨
 2. 個人情報取扱事業者から第13条第1項の規定により個人データの提供を受けた場合 次に掲げる事項
 - イ 第13条第1項の本人の同意を得ている旨
 - ロ 前号ロからニまでに掲げる事項
 3. 個人関連情報取扱事業者から第13条第2項の規定による個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得した場合 次に掲げる事項
 - イ 第13条第2項の本人の同意を得ている旨
 - ロ 第1項第1号に掲げる事項
 - ハ 第1号ハに掲げる事項
 - ニ 当該個人関連情報の項目

4. 第三者（個人情報取扱事業者に該当する者を除く。）から個人データの提供を受けた場合
第1号ロからニまでに掲げる事項
- 7 前項各号に定める事項のうち、既に次項から第10項に規定する方法により作成した前項の記録（当該記録を保存している場合におけるものに限る。）に記録された事項と内容が同一であるものについては、前項の当該事項の記録を省略することができる。
- 8 第6項の規定による同項の記録を作成する方法は、文書、電磁的記録又はマイクロフィルムを用いて作成する方法とする。
- 9 第6項の記録は、第三者から個人データの提供を受けた都度、速やかに作成する。ただし、当該第三者から継続的に若しくは反復して個人データの提供（第14条第1項の規定による提供を除く。以下この条において同じ。）を受けたとき、又は当該第三者から継続的に若しくは反復して個人データの提供を受けることが確実であると見込まれるときの記録は、一括して作成することができる。
- 10 前項の規定にかかわらず、本人に対する物品又は役務の提供に関連して第三者から当該本人に係る個人データの提供を受けた場合において、当該提供に関して作成された契約書その他の書面に第6項各号に定める事項が記載されているときは、当該書面をもって第6項の当該事項に関する記録に代えることができる。
- 11 支部は、第6項の記録について、当該記録を作成した日から、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める期間保存する。
1. 前項に規定する方法により記録を作成した場合 最後に当該記録に係る個人データの提供を受けた日から起算して1年を経過する日までの間
 2. 第9項ただし書に規定する方法により記録を作成した場合 最後に当該記録に係る個人データの提供を受けた日から起算して3年を経過する日までの間
 3. 前2号以外の場合 3年

（仮名加工情報の作成等）

- 第17条の2** 支部は、仮名加工情報を作成するときは、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、個人情報を加工する。
- 2 支部は、仮名加工情報を作成したとき、又は仮名加工情報及び当該仮名加工情報に係る削除情報等を取得したときは、削除情報等の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、削除情報等の安全管理のための措置を講ずる。

（匿名加工情報の作成等）

- 第17条の3** 支部は、匿名加工情報を作成するときは、特定の個人を識別すること及びその作成に用いる個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、当該個人情報を加工する。
- 2 支部は、匿名加工情報を作成したときは、その作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行われた加工の方法に関する情報の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、これらの情報の安全

管理のための措置を講ずる。

- 3 支部は、匿名加工情報を作成したときは、遅滞なく、インターネットの利用その他の適切な方法により、当該匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目を公表する。
- 4 支部は、匿名加工情報を作成して当該匿名加工情報を第三者に提供するときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示する。
- 5 支部は、匿名加工情報を作成したときは、当該匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、当該匿名加工情報の作成その他の取扱いに関する苦情の処理その他の当該匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めるものとする。

(識別行為等の禁止)

- 第17条の4** 支部は、仮名加工情報又は匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該情報を他の情報と照合してはならない。
- 2 支部は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、電話をかけ、郵便若しくは信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。

(保有個人データに関する事項の公表等)

- 第18条** 支部は、保有個人データ（仮名加工情報であるものを除く。以下同じ。）に関し、次の各号に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置く。
1. 支部の名称及び住所並びに代表者の氏名
 2. 全ての保有個人データの利用目的（第6条第4項第1号から第3号までに該当する場合を除く。）
 3. 次条第1項、第20条第1項及び第21条第1項に規定する請求の手續並びにその手数料
 4. 支部が行う第9条の規定により保有個人データの安全管理のために講じた措置及び保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先
- 2 支部は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知する。ただし、前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合又は第6条第4項第1号から第3号までに該当する場合は、利用目的を通知しないことができ、その旨を決定した場合は、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知する。

(開示)

第19条 支部は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示（当該本人が識別される保有個人データが存在しない場合にその旨を知らせることを含む。以下同じ。）の請求を受けた場合は、本人に対し、当該本人が請求した方法（当該方法による開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合は、書面の交付による方法）により、遅滞なく当該保有個人データを開示する。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないものとする。

1. 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 2. 支部の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
 3. 他の法令に違反することとなる場合
- 2 支部は、前項の規定による請求に係る保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたとき、当該保有個人データが存在しないとき、又は本人が請求した方法による開示が困難であるときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知する。
- 3 他の法令の規定により、本人に対し第1項本文に規定する方法により、当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、第1項の規定は適用しない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、当該本人が識別される個人データに係る第16条第1項及び第17条第6項の記録（その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるものを除く。第23条第2項において「第三者提供記録」という。）について準用する。

(訂正等)

第20条 支部は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって、その内容の訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）の請求を受けた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手続が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行う。

- 2 支部は、前項の規定による請求に係る保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知する。

(利用停止等)

第21条 支部は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第4条の規定に違反して取り扱われているという理由又は第5条の規定に違反して取得されたものであるという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下「利用停止等」という。）の請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、その保有個人データの利用停止等を行う。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでな

い。

- 2 支部は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第13条の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者への提供の停止の請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止する。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
- 3 支部は、本人から、当該本人が識別される保有個人データを支部が利用する必要がなくなったという理由、当該本人が識別される保有個人データに係る漏えい等事案の発生その他当該本人が識別される保有個人データの取扱いにより当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがあるという理由によって、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止の請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供を停止する。ただし、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の利用停止等又は第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
- 4 支部は、第1項又は前項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は第2項若しくは前項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知する。

(理由の説明)

第22条 支部は、本人から求められ、又は請求された保有個人データの利用目的の通知、開示、訂正等又は利用停止等若しくは第三者への提供の禁止（以下「開示等」という。）の措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努める。

(開示等の請求等に応じる手続)

第23条 保有個人データの開示等の求め又は請求（以下「開示等の請求等」という。）を受け付ける方法は次の各号に掲げるとおりとする。

1. 開示等の請求等の申出先

所在地 東京都武蔵野市中町1丁目23番17号 武蔵野高和ビューハイツ2階

宛 先 東京税理士会 武蔵野支部長

2. 開示等の請求等の際して提出すべき書面の様式その他の開示等の請求等の方式

別添様式のとおり

3. 開示等の請求等をする者が本人であることの確認の方法

受付窓口において開示等の請求等に応じる場合には、次に掲げるイ又はロの書類により、本人確認を行うこととする。ただし、書面の送付によりされた開示等の請求等に応じる場合に

は、これら書類の写し及び住民票の写し（請求の日前 30 日以内に交付されたものに限る。）の提出を受けることにより本人確認を行う。

イ 税理士証票、運転免許証、旅券、特別永住者証明書、個人番号カードなどの官公庁等が発行した顔写真付き本人確認書類 いずれか1点

ロ 健康保険被保険者証、年金手帳などの官公庁が発行した顔写真のない本人確認書類 いずれか2点

4. 第3項の規定に基づき代理人による開示等の請求等に応じる場合、前号に掲げる書類により代理人自身の本人確認を行うほか、それぞれ次の方法により代理人であることを確認する。

イ 法定代理人である場合 請求の日前 30 日以内に交付された戸籍謄本その他資格を証明する書類（戸籍抄本、住民票の写し、登記事項証明書、家庭裁判所の証明書）の提示又は提出

ロ 本人が委任した代理人である場合 本人の実印が押印された委任状及び請求の日前 30 日以内に交付された印鑑証明書の提示又は提出

5. 手数料の徴収方法

利用目的の通知又は開示に伴う手数料については、保有個人データが記録されている個人情報データベース等1件あたり1,200円を徴収する。

この場合、窓口において現金で徴収するか、支部の普通預金口座を教示し振り込みによることで受領する。

2 支部は、開示等の請求等に対しては、本人に対し、開示等の請求等の対象となる保有個人データ又は第三者提供記録を特定するに足りる事項の提示を求めることができる。この場合において、本人が容易かつ的確に開示等の請求等を行うことができるよう、当該保有個人データ又は第三者提供記録の特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとる。

3 支部は、次の各号に掲げる代理人による開示等の請求等に応じることとする。

1. 未成年者又は成年被後見人の法定代理人

2. 開示等の請求等を行うことにつき本人が委任した代理人

4 支部は、開示等について措置する場合、所定の様式により個人情報保護管理者の決裁を受けて開示等を行うこととする。

（事前の請求）

第24条 本人は、開示、訂正等、利用停止等又は第三者への提供の停止の請求に係る訴えを提起しようとするときは、支部に対し、あらかじめ、当該請求を行い、かつ、その到達した日から2週間を経過した後でなければ、その訴えを提起することができない。ただし、支部がその請求を拒んだときは、この限りでない。

2 前項の請求は、その請求が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。

3 前2項の規定は、開示、訂正等、利用停止等又は第三者への提供の停止の請求に係る仮処分命令の申立てについて準用する。

（苦情処理）

第25条 支部は、個人情報の利用、提供、開示、訂正等又は利用停止等に係る苦情その他個人情報

報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

- 2 支部は、前項の目的を達成するため、苦情受付窓口を設置し、苦情を申し立てる者に適切に対応することとする。この場合において、具体的な苦情の処理手順については、次の各号に掲げるとおりとする。
 1. 個人情報保護管理者又は個人情報保護管理者から指示を受けた職員が応接し、苦情の内容を録取する。
 2. 個人情報保護管理者は、必要に応じて関係する役員と対策について協議の上、迅速かつ的確に支部長に苦情の概要を連絡するとともに、措置策について決裁を受ける。
 3. 決裁終了後、個人情報保護管理者は、遅滞なく本会に事実関係を連絡する。
 4. 支部は、苦情に関する措置を講ずるとともに、苦情を申し立てた本人に対し、その旨の説明等を行う。この場合において、個人情報保護管理者は、支部の他の事務等に影響又は関連が見込まれる場合、関係する各課の連絡調整又は再発防止策等を併せて講ずることに留意する。

(見直し)

第 26 条 支部は、適切な個人情報の保護を維持するため、定期的に個人情報の取扱いの状況等について評価及び点検し、個人情報保護体制の見直しを実施する。

(この細則の疑義の決定)

第 27 条 この細則に定めのない事項又は定められた事項について疑義が生じたときは、幹事会の定めるところによる。

(細則の改廃)

第 28 条 この細則を改廃しようとするときは、幹事会の議を経なければならない。

附 則 (平成 31 年 3 月 20 日制定)

この細則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正規定(別紙様式)は、令和 2 年 5 月 14 日から施行する。

附 則

この改正規定および別紙様式は、令和 5 年 12 月 8 日から施行する。

東京税理士会武蔵野支部

支部長

様

保有個人データ等開示等請求書

請求者 氏名

請求の区分等

請求の区分	☐ 開示(※1)	☐ 利用目的の通知	☐ 訂正 (変更 ・ 追加 ・ 削除)
	☐ 利用停止	☐ 第三者提供の停止	☐ 消去
手数料納入方法	<開示請求の場合のみ> ☐ 窓口 ☐ 銀行振込 ☐ その他()		

(※1) 開示請求については、個人情報データベース等1件につき手数料1,200円を納めていただきます。

本人に関する事項

氏名	(ふりがな)	区分	☐ 一般
			☐ 税理士(登録番号)
		電話番号	()
事務所所在地(※2)	〒		

(※2) 税理士以外の場合は住所を記載してください。

代理人に関する事項 (代理人が開示等の請求をする場合のみご記入ください)

氏名	(ふりがな)	区分	☐ 一般(職業)
			☐ 税理士(登録番号)
		電話番号	()
住所(※3)	〒		
関係	本人の [☐ 法定代理人(親権者 ・ 成年後見人) ☐ 任意代理人]		

(※3) 税理士の場合は事務所所在地を記載してください。

個人情報の保護に関する法律及び武蔵野支部個人情報の取扱いに関する細則に基づく請求に係る事項

請求に係る保有個人データ等(※4)	
請求理由又は訂正項目等(※5)	
開示方法の希望	☐ 窓口での交付 ☐ 郵送 ☐ その他()
開示形式の希望	☐ 書面 ☐ CD ☐ その他()

(※4) 対象となる保有個人データ又は第三者提供記録を特定するに足る事項を具体的に記載してください。

(※5) 請求理由は、原則、訂正・利用停止・第三者提供停止・消去の場合に記載してください。

ー必要な請求者の確認書類及び記載要領は裏面を確認してくださいー

＜請求者の確認書類等＞ 提出する書類にチェックを入れてください

本人	☐ 税理士証票 ☐ 運転免許証 ☐ 旅券 ☐ 個人番号カード（表面） ☐ 健康保険被保険者証 ☐ 年金手帳 ☐ その他（ ）
代理人	法定代理人（次のいずれかの書類が必要です。） ☐ 戸籍謄（抄）本 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他（ ） 任意代理人（次の書類すべてが必要です。） ☐ 委任状（実印が押印されたもの） ☐ 印鑑登録証明書

＜記載要領＞

- # 1 「請求者 氏名」 請求を行う者の氏名を記載してください。
- ## 2 「請求区分」「手数料納付方法」
- (1) 該当する請求区分にチェックを入れてください。利用停止等の請求にあたっては、以下の点にご留意ください。
 - ア 「利用停止」又は「消去」は、支部が武蔵野支部個人情報取扱いに関する細則第4条（利用目的による制限）又は第5条（適正な取得）の規定に違反していることが想定される場合、支部が利用する必要がなくなった場合、漏えい等事案の発生その他当該本人が識別される保有個人情報の取扱いにより当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合に請求いただけます。
 - イ 「第三者提供の停止」は、支部が武蔵野支部個人情報取扱いに関する細則第13条（第三者提供の制限）の規定に違反していることが想定される場合、支部が利用する必要がなくなった場合、漏えい等事案の発生その他当該本人が識別される保有個人情報の取扱いにより当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合に請求いただけます。
 - (2) 手数料は、保有個人データが記載されている個人情報データベース等1件あたり1,200円を納付していただきます。該当する「手数料納付方法」にチェックを入れ、銀行振込の場合は、振込明細書の写しを開示等請求書に添付して提出してください。
- ## 3 本人に関する事項「氏名」、「税理士登録番号」、「事務所所在地」、「電話番号」
- (1) 開示等請求に係る本人の氏名、税理士登録番号、事務所の所在地及び電話番号を記載してください。
 - (2) 本人が税理士でない場合は、税理士登録番号の記載は不要です。氏名、住所及び電話番号を記載してください。
 - (3) 押印欄は、本人請求の場合のみ押印してください。
- ## 4 代理人に関する事項「氏名」、「住所」、「電話番号」、「本人との関係」
- (1) 法定代理人又は任意代理人（以下「代理人等」という。）による請求の場合には、代理人に関する事項の氏名、住所、電話番号及び本人との関係を記載してください。
 - (2) 併せて、本人に関する事項の欄へも記載してください。
- ## 5 「請求に係る保有個人データ等」
- (1) 開示等を請求する保有個人データが記録されている文書や個人情報データベース等の名称など、請求に係る保有個人データ又は第三者提供記録を特定できるような情報を具体的に記載してください。
 - (2) 訂正等又は利用停止等の請求において、あらかじめ開示を受けた場合には、対象の保有個人データが開示された日付を記載してください。
- ## 6 「請求理由又は訂正項目等」
- (1) 請求理由は、原則、訂正等又は利用停止等の請求を行う場合に記載してください。請求の裏付けとなる根拠等を明確かつ簡潔に記載してください。
 - (2) 本欄に記載しきれない場合には、本欄を参考に別葉に記載し、本請求書に添付して提出してください。
- ## 7 本人確認書類等
- (1) 本人が受付窓口において開示等の請求を行う場合には、次のいずれかの書類を提示してください。
 - ①税理士証票、運転免許証、旅券、特別永住者証明書、個人番号カード（表面）などの官公庁等が発行した顔写真付き本人確認書類1点
 - ②健康保険被保険者証、年金手帳などの官公庁が発行した顔写真のない本人確認書類2点
 - (2) 開示等の請求書を送付して請求を行う場合には、(1)の証明書類の写しを提出してください。
 - (3) 代理人等による請求を行う場合には、前述の証明書類により法定代理人又は任意代理人自身の本人確認を行うほか、それぞれ次の方法により法定代理人又は任意代理人であることを確認します。
 - ア 法定代理人の場合 請求日前30日以内に交付された戸籍謄本その他資格を証明する書類（戸籍抄本、住民票の写し、登記事項証明書、家庭裁判所の証明書）の提出
 - イ 任意代理人の場合 本人の実印が押印された委任状及び請求日前30日以内に交付された印鑑登録証明書の提出

【個人番号カードを証明書類として利用する場合の留意事項】

個人番号カードの「裏面」には「個人番号」が記載されていますが、たとえ本人の同意があったとしても、本会は本手続でその個人番号を取得することはできません。したがって、本手続において、個人番号カードの「裏面」又はその写しの提示又は提出は必要なく、本会から提示又は提出を求めることもありません。